

第10 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

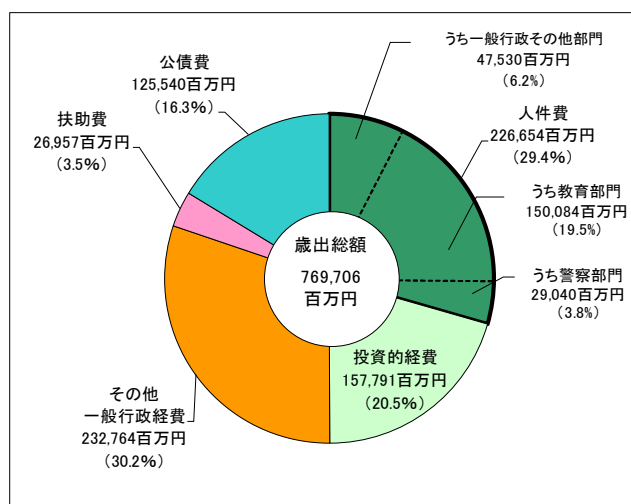
区分	住民基本台帳 人口 (R2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R1年度	1,630,146	769,705,576	6,649,640	226,654,193	29.4	29.9

(注) 1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。

2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支弁分を含む。）の割合を令和元年度普通会計決算で示したものである。

3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）



(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R1年度	24,694	106,138,835	22,092,455	42,063,973	170,295,263	6,896

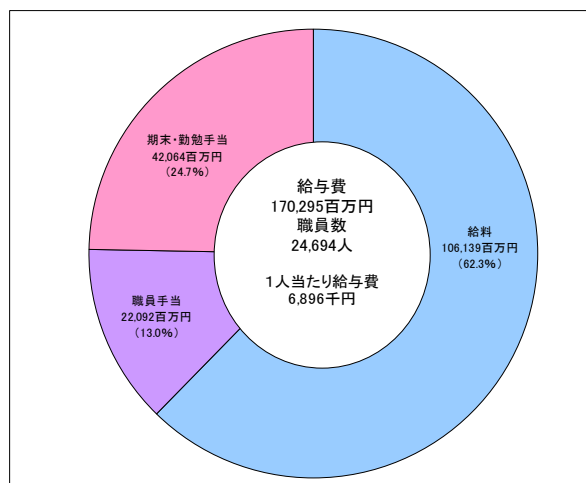
(参考) 都道府県一人 当たり給与費
千円 —

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、令和元年4月1日現在の人数である。

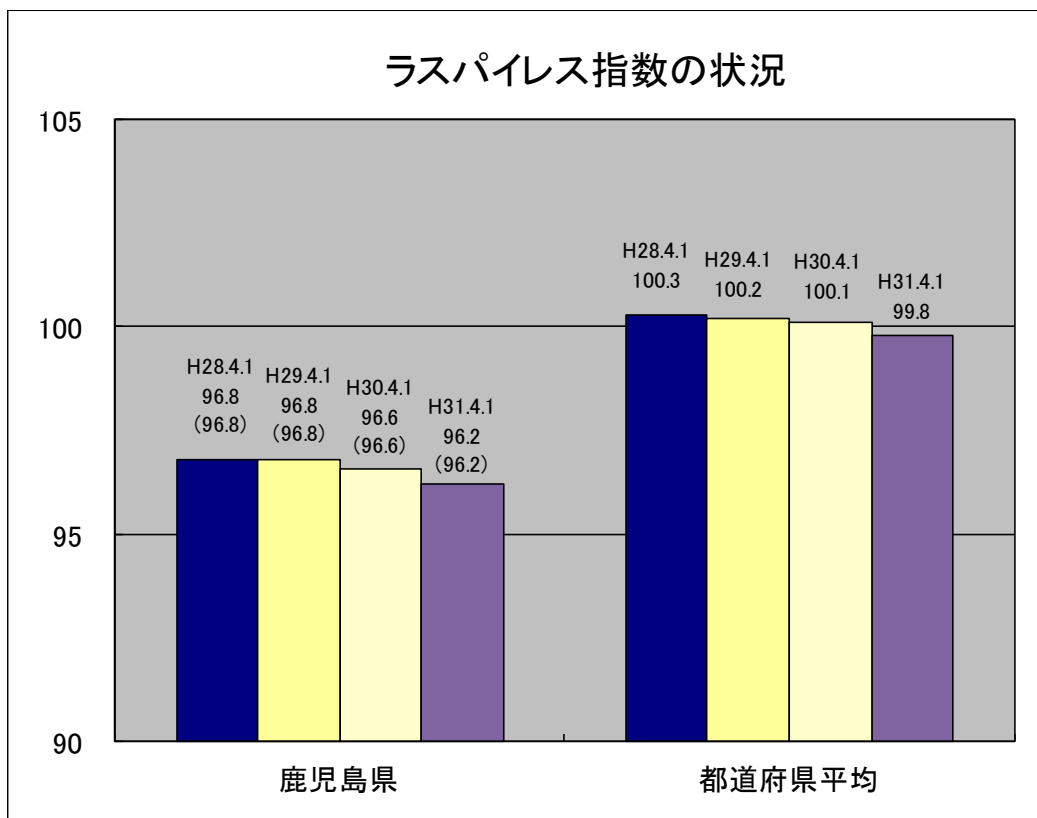
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

職員給与費の状況（普通会計決算）



(3) ラスパイレス指数の状況

平成31年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合、96.2となっており、47都道府県の中では低い水準（全国46位）となっています。



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A - B 円	勧告 (改定率) %		
R2年度	—	—	—	—	—	—

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支 給割合 A 月	公務員の支 給月数 B 月	較差 A - B 月	勧告 (改定月数) 月		
R2年度	—	—	—	—	—	—

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表改定時期：平成27年4月1日

平均引き下げ率：2%

経過措置：人事委員会の報告を踏まえ、平成30年3月31日で終了する給与制度の総合的見直しに伴う経過措置について、激変緩和措置（平成30年4月1日以降、毎年度3千円を上限として段階的に減額する措置を3年間実施）を講じる。

② 地域手当の見直し

国に準じて改正を行っており、東京都特別区において勤務する場合20%の地域手当が支給されることとなるが、鹿児島県内において地域手当の対象となる勤務地はない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿児島県	44.3歳	316,600円	393,299円	348,522円
国	—歳	—円	—	—円
都道府県平均	—歳	—円	—円	—円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 国比較ベース	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
鹿児島県	55.3歳	230人	322,100円	365,555円	344,620円	—	—	—	—
うち運転技師	56.1歳	56人	308,200円	354,113円	331,689円	自家用乗用 自動車運転者	55.4歳	189,100円	1.94
うち道路整備員	56.5歳	42人	330,200円	379,369円	360,095円	—	—	—	—
うち技術補佐員	53.6歳	82人	324,300円	367,866円	345,801円	—	—	—	—
うち用務員 (学校等)	61.4歳	2人	342,300円	435,750円	399,450円	用務員	55.6歳	211,600円	1.92
うち介助員 (特別支援学校)	54.7歳	39人	326,400円	371,279円	342,954円	—	—	—	—
うち電話交換手	60.3歳	2人	290,100円	290,762円	290,100円	—	—	—	—
国	—歳	—人	—円	—	—円	—	—	—	—
都道府県平均	—歳	(平均) —人	—円	—円	—円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
鹿 児 島 県	- 円	- 円	-
うち運転技師	5,657,356円	2,360,500円	2.40
うち道路整備員	- 円	- 円	-
うち技術補佐員	- 円	- 円	-
うち用務員 （学校等）	6,996,800円	2,883,400円	2.43
うち介助員 （特別支援学校）	- 円	- 円	-
うち電話交換手	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成28～30年の3ヶ年平均）

（自家用乗用自動車運転者については鹿児島県データ、用務員については全国データである。）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿 児 島 県	46.0歳	383,300円	440,993円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿 児 島 県	46.2歳	376,800円	437,830円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
鹿 児 島 県	37.8歳	310,400円	417,877円	341,666円
国	- 歳	- 円	-	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円	- 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	182,700 円	182,200 円
	高校卒	151,000 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,800 円	—
	中学卒	140,300 円	—
高等学校 教育職	大学卒	204,600 円	—
	短大卒	177,900 円	—
小・中学校 教育職	大学卒	202,900 円	—
	短大卒	180,500 円	—
警察職	大学卒	204,400 円	211,400 円
	高校卒	173,900 円	173,400 円

(注) 1 この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである。

2 高等学校教職員及び小中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない。(以下同じ)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,875円	354,429円	379,397円	394,808円
	高校卒	239,918円	320,362円	345,829円	363,785円
技能労務職	高校卒	— 円	281,950円	300,267円	307,899円
	中学卒	— 円	267,650円	296,490円	309,136円
高等学校 教育職	大学卒	327,385円	404,879円	425,719円	432,869円
	短大卒	288,782円	378,462円	398,904円	401,227円
小・中学校 教育職	大学卒	319,592円	398,856円	419,732円	427,431円
	短大卒	304,641円	384,915円	412,010円	423,566円
警察職	大学卒	292,658円	394,112円	414,344円	416,791円
	高校卒	266,157円	355,791円	398,513円	412,946円

(注) 技能労務職のうち、経験年数10年は該当職員なし。

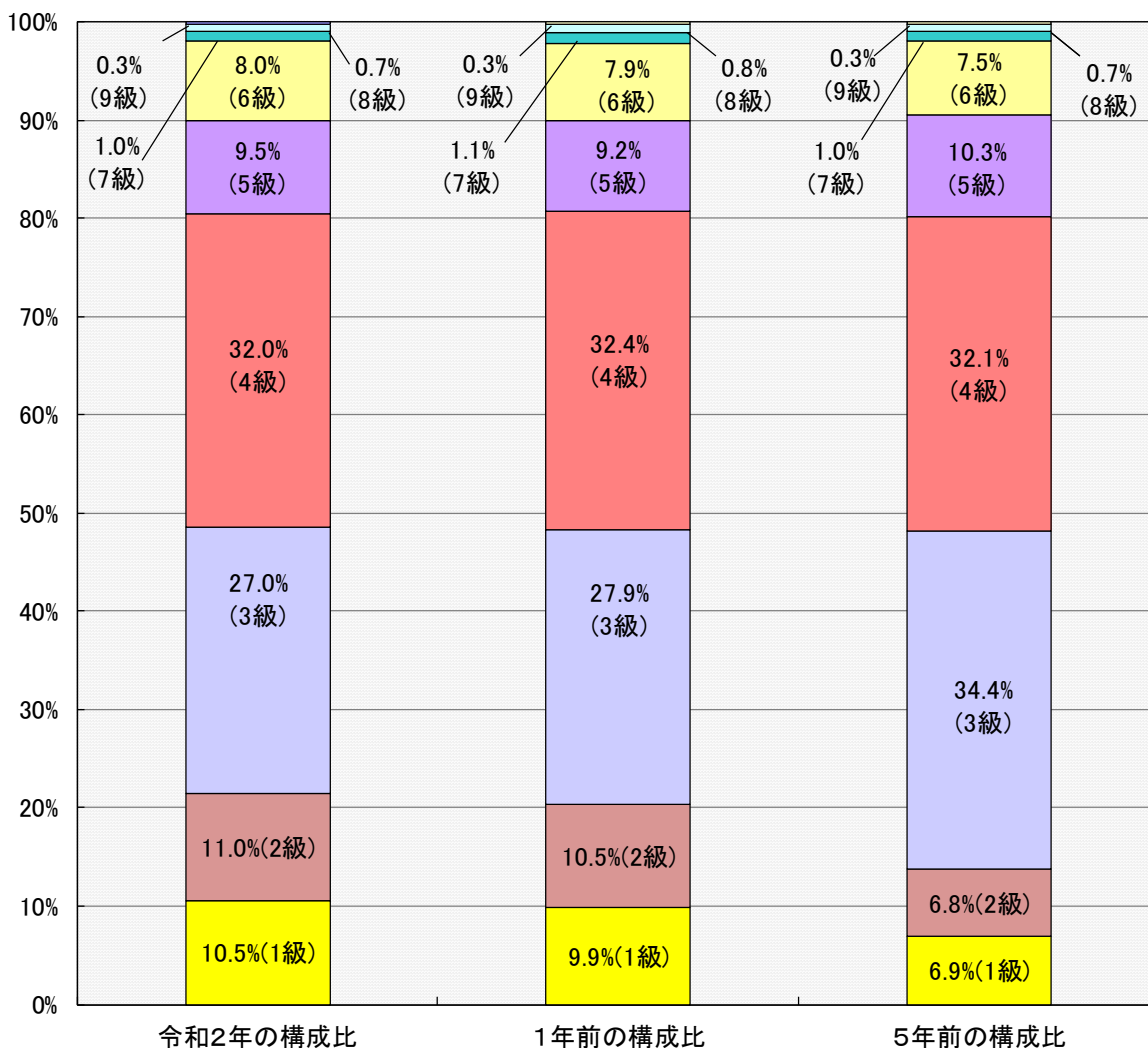
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

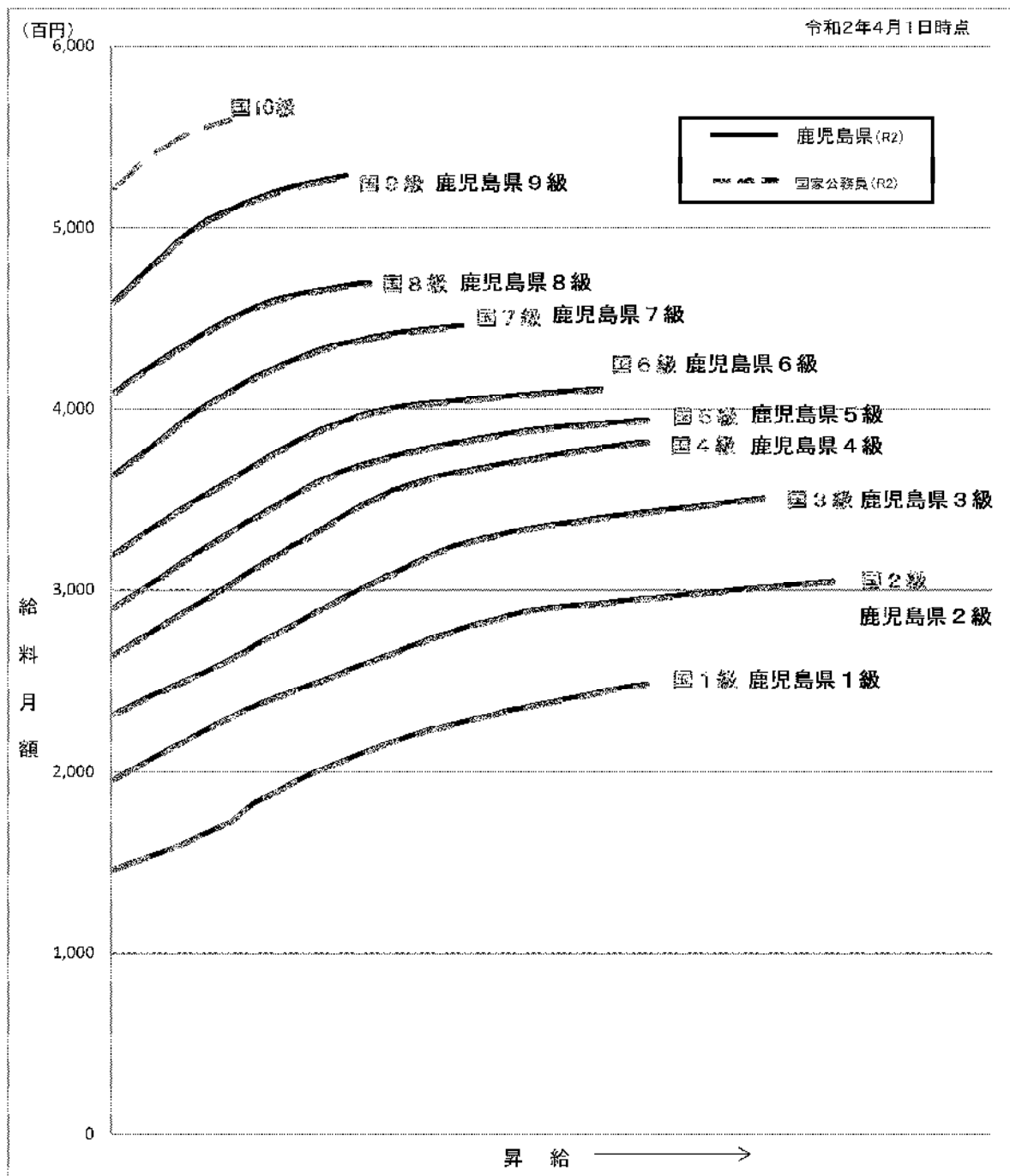
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長・局長	17人	0.3%	459,700円	529,000円
8級	局長・次長	38人	0.7%	409,200円	469,900円
7級	次長・課長	54人	1.0%	363,900円	446,100円
6級	課長・課長補佐	412人	8.0%	320,100円	411,300円
5級	課長補佐	487人	9.5%	290,500円	394,100円
4級	係長	1,644人	32.0%	264,900円	382,100円
3級	主査・技術主査	1,390人	27.0%	232,100円	351,000円
2級	主事・技師	564人	11.0%	196,000円	305,100円
1級	主事・技師	538人	10.5%	146,500円	248,300円
		5,144人	100.0%		

(注) 1 この表は、鹿児島県の給与条例に基づく給料表の区分による職員数を示したものである。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鹿児島県）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位, 標準, 下位の区分	○	○	○	
上位, 標準の区分				
標準, 下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県		国	
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,712 千円		—	
（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分		期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿児島県）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

鹿 児 島 県		国	
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.270750月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		同左	
令和元年度全職種 1人当たり平均支給額	（自己都合） 618千円	（応募認定・定年） 21,875千円	—

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		66,900 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （令和元年度決算）		760,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	27人	20%
大阪市	16%	10人	16%
名古屋市	15%	1人	15%
福岡市	10%	4人	10%
岐阜市・太宰府市	6%	1人	6%
長崎市	3%	1人	3%
医師	16%	25人	16%
平均支給率	17.0%	—	17.0%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（R1年度決算）		1,071,405千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）		122,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R1年度）		36.9%		
手当の種類（手当数）		48		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
<知事部局>				
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	22,482千円	日額 (外勤) 750円 (内勤) 650円
防疫等作業手当	① 保健所等に勤務する職員 ② 保健所等に勤務する臨床検査技師等	① 感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ② 病理細菌検査等業務 ③ 新型コロナウイルス感染症関連業務	3,036千円	①日額 290円 ～380円 (危険加算100/100) ②月額 8,000円 ③月額 3,000円 (患者の身体に直接接触等の場合は4,000円)
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	1,327千円	日額 290円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	56千円	日額 250円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	190千円	日額 400円～700円
福祉手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	21,063千円	月額 12,800円
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	366千円	日額 300円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	54千円	日額 290円
精神保健業務手当	保健所に勤務する職員等	在宅精神障害者の訪問指導等	204千円	日額 290円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	14,116千円	日額 600円
火薬類等取締手当	危機管理局危機管理防災課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	40千円	日額 250円
土木現場等作業手当	林務水産部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	14,457千円	日額 220円 ～400円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	389千円	日額 720円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	0千円	1時間 1,900円
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	3,711千円	日額 (国) 1,000円 (債) 1,500円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	149千円	月額 9,000円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	77千円	日額 250円
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	33千円	1時間 310円 ～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課，水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し，漁業取締り等の業務に従事	1,371千円	日額 300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	4,834千円	日額 300円 (国が指定した地域高規格道路のうち，自動車専用道路区間で行う作業の場合350円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	林務水産部，土木部等に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し，若しくは発生する恐れのある現場において行う巡回監視	0 千円	日額 350 円 ～1,060 円
家畜直腸検査等 手当	農業開発総合センター，家畜保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	275 千円	日額 250円
麻薬取締手当	保健福祉部薬務課に勤務する麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項若しくは第56条第1項の規定による業務又は拳銃訓練に従事	3 千円	日額 550円 ～800円
<教育委員会>				
多学年学級担当 手当	小・中・義務教育学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	小・中・義務教育校の複式の学級における授業，指導に従事	32,244 千円	日額 複式 290円
教員特殊業務手当	小学校，中学校，義務教育学校，高等学校又は特別支援学校に所属する教諭，養護教諭又は栄養教諭等で，教育職給料表（二）又は（三）の1級又は2級の者	① 非常災害時等緊急業務 ② 修学旅行等引率業務 ③ 対外運動競技等への引率業務 ④ 部活動指導業務	443,458 千円	日額 ① 7,500円 ～8,000円 (特に甚大な被害の場合は， 16,000円) ② 5,100円 ③ 5,100円 ④ 2,700円
教育業務連絡指導 手当	小学校，中学校，義務教育学校，高等学校又は特別支援学校に所属する教諭，養護教諭又は栄養教諭のうち，支給規則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	124,147 千円	日額 200円
夜間管理手当	農業，工業又は水産に関する学科を有する高等学校において当該教科を担当する教頭又は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	3,095 千円	1夜につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育職員（通信教育課程本務者を除く）	面接指導	11,286 千円	1時間 2,110円
乗船実習指導手当	水産に関する学科を置く高等学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	1,169 千円	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	31,487 千円	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校職員	漁ろう実習	8,713 千円	1航海 (売払代金-手数料)× 0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
<警察本部>				
犯罪予防等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員のうち、 ① 警視以下の警察官（管理職員 を除く） ② 少年補導職員	① 犯罪の予防若しくは捜査、 被疑者の逮捕等の作業 ② 少年の補導作業	98,837 千円	日額 ① 560円 ② 320円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	① 現場鑑識作業 ② その他の犯罪鑑識作業	3,847 千円	日額 ① 560円 ② 280円
看守・護送作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	留置施設の看守又は留置場に留 置された者の護送の作業及び保護 室における被保護者の監視作業	6,138 千円	日額 240円
交通捜査等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する 警視以下の警察官（管理職員を除 く）	交通事故捜査，交通取締り	43,104 千円	日額 310円 ～1,260円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する 警部以下の警察官	警ら作業	55,922 千円	日額 340円
航空機操縦作業 手当	航空隊に勤務する職員のうち、 航空機の操縦を担当する警察官	航空機の操縦作業	3,458 千円	1時間 5,100円
航空機整備作業 手当	航空隊に勤務する職員のうち、 航空機及び保守器材の整備を担当 する職員	航空機及び航空機保守器材の整 備作業	990 千円	日額 1,410円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員のうち、 ① 検視室長，検視官 ② ①以外の職員	検視，死体解剖の立会い等死体 の処理作業	30,518 千円	1体 ① 3,200円 ② 1,600円 ～3,200円
夜間特殊業務作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	夜間（午後 10 時～翌日午前 5 時）の業務	71,199 千円	1回 410円 ～980円
危険物取扱等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	① 火薬類取締法等による立入 検査等作業 ② 爆発物の遮へい等の処理作 業 ③ 特殊危険物処理作業 ④ 特殊危険物による被害の危 険がある区域での作業 ⑤ ハブ捕獲等作業	91 千円	① 1日 250円 ② 1件 5,200円 ③ 1日 2,600円 ～4,600円 ④ 1日 250円 ⑤ 1件 800円
緊急呼出作業手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のた め呼び出されて，夜間 （午後 9 時～翌日午前 5 時）を含 む時間に，支給対象作業に従事し た場合	3,105 千円	1回 1,240円
航空機搭乗作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員 ① 航空機整備担当者 ② ①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難 等作業	2,581 千円	1時間 ①2,200円 ②1,900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
潜水作業手当	潜水免許を保有する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	17 千円	1時間 310円 ～1,500円
災害応急作業等 手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	災害現場での人命救助作業等	160 千円	日額 420円 ～1,680円 (東日本大震災関係) 日額 660円 ～40,000円 (東日本大震災関係以外の原子力災害 及び特定大規模災害) 日額～40,000円
側近警衛等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する 警察官	① 天皇・皇后・皇太子・皇太 子妃・文仁親王・悠仁親王の側近 警衛 ② その他の皇族の側近警衛・ 警護対象者の警護	169 千円	日額 ①1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収集 作業手当	警察本部又は警察署に勤務する 警察官	海外における犯罪捜査の情報収 集作業等	0 千円	日額 800円
銃器犯罪捜査等作 業手当	警察本部又は警察署に勤務する 警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 等	0 千円	日額 820円 ～1,640円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R1年度決算)	3,551,558千円
職員1人当たり平均支給年額 (R1年度決算)	382千円
支給実績 (30年度決算)	3,556,850千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	382千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)	
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（47,100円～137,700円）	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,505,278 千円	671,000 円	
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（39,700円～72,800円）					
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師 [医(-)] : 支給限度額 月額414,800円 獣医師 : 支給限度額 月額30,000円	異	獣医師を支給対象	149,701 千円	855,000 円	
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円	異				
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		3,383,024 千円	279,000 円	
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額28,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同		2,324,160 千円	321,000 円	
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合） ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同 異 同	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円（60km以上）を上回る額を支給	2,919,399 千円	171,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円	同		825,764 千円	583,000 円	
特地勤務手当	離島等の生活不慣れな地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異 異	給料等の算出方法が異なる 給料等の算出方法等が異なる			
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不慣れな地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。 (小・中学校) 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)			3,513,166 千円	926,000 円	

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)															
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員, 林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×8/100 農業開発総合センターの普及指導員, 森林技術総合センターの林業普及指導員, 水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×6/100 			77,363 千円	323,000 円															
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(25/100)	同		183,569 千円	144,000 円															
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(135/100)	同		605,772 千円	345,000 円															
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> 一般の宿日直勤務 4,400円/回 医師・歯科医師の宿日直勤務(知事部局) 21,000円/回 特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,100円/回 	同		617,942 千円	331,000 円															
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日等</th> <th>平日夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・部長級</td> <td>12,000円/回</td> <td>6,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・次長級</td> <td>10,000円/回</td> <td>5,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・課長級</td> <td>8,000円/回</td> <td>4,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・補佐級</td> <td>6,000円/回</td> <td>3,000円/回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。</p>		週休日等	平日夜間	・部長級	12,000円/回	6,000円/回	・次長級	10,000円/回	5,000円/回	・課長級	8,000円/回	4,000円/回	・補佐級	6,000円/回	3,000円/回	同		5,616 千円	91,000 円
	週休日等	平日夜間																			
・部長級	12,000円/回	6,000円/回																			
・次長級	10,000円/回	5,000円/回																			
・課長級	8,000円/回	4,000円/回																			
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回																			
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> 滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) 〃 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) 〃 60日を超える期間 3,970円(5,140円) <p>※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。()はその他の施設に宿泊する場合。</p>			0 千円	0 円															
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ2,000円～8,000円を支給			1,008,790 千円	73,000 円															
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	<p>月額</p> <p>夜間定時制の課程</p> <p>1級 19,000円</p> <p>2級以上 24,000円</p> <p>通信制の課程</p> <p>1級 10,000円</p> <p>2級以上 12,000円</p>			13,477 千円	374,000 円															
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	<p>月額</p> <p>実習を伴う農業又は水産に関する科目</p> <p>1級 19,000円</p> <p>2級以上 24,000円</p> <p>実習を伴う工業に関する科目</p> <p>1級 14,000円</p> <p>2級以上 18,000円</p>			127,643 千円	324,000 円															